



平成 27 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社多摩川ホールディングス  
 代表者名 代表取締役社長 榎 沢 徹  
 (JASDAQ・コード6838)  
 問合せ先 経営企画部兼財務経理部 後田 晃宏  
 電話番号 03-6435-6933

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり平成27年6月26日開催予定の第47回定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の目的

- (1) 会社法第165条第2項の規定により、定款の定めに基づいて取締役会決議による自己の株式の取得が認められているので、機動的な資本政策を遂行できるように、定款第7条に自己株式の取得の規定を新設するものであります。
- (2) インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするため定款第15条に株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を新設しようとするものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第27条及び第36条の一部を変更するものであります。なお、第36条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第6条(条文省略)  (新設)	第1条～第6条(現行どおり)  (自己の株式の取得) 第7条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>
第7条～第13条(条文省略)  (新設)	第8条～第14条(現行どおり、条数の繰り下げ)  (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連

<p>第14条～第26条（条文省略）</p> <p>（取締役の責任免除） 第27条（条文省略）</p> <p>2. 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10,000,000円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第28条～第35条（条文省略）</p> <p>（監査役の責任免除） 第36条（条文省略）</p> <p>2. 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10,000,000円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第37条～第44条（条文省略）</p>	<p>結算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第16条～第28条（現行どおり、条数の繰り下げ）</p> <p>（取締役の責任免除） 第29条（条文省略）</p> <p>2. 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10,000,000円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第30条～第37条（現行どおり、条数の繰り下げ）</p> <p>（監査役の責任免除） 第38条（条文省略）</p> <p>2. 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10,000,000円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第39条～第46条（現行どおり、条数の繰り下げ）</p>
--	---

### 3. その他

本件につきましては、平成27年6月26日開催予定の第47回定時株主総会において、承認可決されることを条件といたします。

以上